

「例外となる野外焼却のガイドライン(案)」を修正しました

例外となる野外焼却の運用指針(案)

~地域の生活環境と農業振興の調和をめざして~

ご意見を募集します

市広報9月15日臨時号でお知らせした「例外となる野外焼却のガイドライン(案)」は、オンプズパーソン(行政監察委員)からの指摘を真摯に受け止め、地域の生活環境と農業振興の調和をめざしたものです。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の目的である「生活環境の保全」の観点から、廃棄物の野外焼却は原則禁止されていますが、焼却禁止の例外とされる農業を営むためにやむを得ない野外焼却は限定的に認められていることから、その対象者、対象物、対象施設等を具体的にお示ししたものでした。

今回、市民の皆さんや県の担当部署からいただいたさまざまご意見に対して、その内容を検討した結果、一部ガイドライン(案)の内容を修正するとともに、農業を営むためにやむを得ない野外焼却を盛り込む「三田市里山と共生するまちづくり条例(案)」の条文との整合を図るため、名称を「例外となる野外焼却の運用指針(案)」としました。

主な修正点

Table with 3 columns: 修正箇所, 修正点, 修正理由. Contains 4 rows of correction details.

※市民の皆さんからいただいたご意見と市の考え方は、市ホームページに掲載しています。

この運用指針(案)は、「三田市里山と共生するまちづくり条例(案)」の意見募集とあわせて、10月11日(木)~10月30日(火)までの期間においてご意見を募集していましたが、運用指針(案)については、11月12日(月)までご意見の募集を延長します。市民の皆さんからのご意見をお寄せください。

運用指針(案)へのご意見

任意の様式に住所・名前・電話番号を記入し、窓口、郵送、ファクス、eメールで下記までご意見の募集期間=11月12日(月) 到着分まで
提出先=〒669-1595 三輪 2-1-1 市役所本庁舎4階 環境衛生課
☎559-5064 FAX 562-3555 eメール kankyo_u@city.sanda.lg.jp

1 目的

(1) 野外焼却の禁止

廃棄物の野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止とされています。

野外焼却は、燃やすものによってはダイオキシン類の有害物質の発生による大気汚染により、人の健康に様々な悪影響を与える恐れがあるだけでなく、「洗濯物に臭いがつく」、「煙が部屋に入り、窓を開けられない」等の煙害により、周辺住民の生活環境を悪化させることになります。

(2) 焼却禁止の例外となる野外焼却

焼却禁止の規定は、これまで行政処分では適切な取り締まりが困難であった悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対して、これらを罰則の対象とすることにより、取り締まりの実効を上げるためのものであることから、罰則の対象とすることに馴染まないものについては、例外が設けられています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条第4項の規定において、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却(以下「例外となる野外焼却」という。)とされています。

しかし、例外となる野外焼却であっても、周辺地域の生活環境の保全上、著しい支障を生じないものに限って認められることを十分理解のうえ行わなければなりません。焼却を行うにあたっては、少ない焼却量にとどめるよう努めましょう。

本運用指針は、例外となる野外焼却について、三田市里山と共生するまちづくり条例第33条第1項に基づき、地域の生活環境と農業振興の調和が図られるよう、農家の皆さんが例外となる野外焼却を行う場合の基準を示し、市民の皆さんに例外となる野外焼却について正しく理解していただくため定めたものです。



2 農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却の意義

農業を営むための畦畔管理として発生する刈り草や野菜などの作物残さ等の例外となる野外焼却は、農作物の病害虫の防除や鳥獣被害の軽減、また、刈り草等処分する作業上の問題などから、農村社会の慣習として日常的に通常行われてきたものです。農家が畦畔をはじめとする農地を維持することによって、農業の多面的な機能の効果が発揮されます。

農業の多面的な機能

本市は、都市地域と農村地域が近接しているため、地元で生産された新鮮で安全な農産物を安心して入手することができます。

農業は、私たちの生活に必要な米や野菜などを生産するだけでなく私たちの生活に色々な『めぐみ』をもたらす「多面的な機能」を有しています。

例えば、水田は雨水を一時的に貯めることで、洪水や土砂崩れを防ぐとともに、多様な生き物を育てる環境を維持しています。また、農村の豊かで美しい景観を守り、伝統文化の継承や地域社会の維持活性化など様々な機能を有しています。

耕種的防除法

耕種的防除法は、水稻の縞葉枯病を媒介するヒメトビウンカの防除のため、1月~3月上旬に畦焼きすることで、病害虫を発生しにくい条件を整え、農薬を使わない方法として有効であると言われています。

3 対象者

例外となる野外焼却が行える対象者は次のとおりとします。

- (1) 農地の所有者又は農地を借りている農家
(2) 農家から委託又は作業の依頼を受けている者

4 対象施設

例外となる野外焼却が行える施設は次のとおりとします。

- (1) は場、畦畔、農道、農業用の水路の法面、ため池の堤体、果樹園(以下「農業用施設」という。)
(2) 農作物の病害虫の駆除のためなどに必要な農業用施設に隣接した道路、水路及び河川の法面

5 対象廃棄物

例外となる野外焼却が行える廃棄物は次のとおりとします。

- (1) 稲わら、もみ殻
- (2) 農業用施設の管理に伴い発生する刈り草及び雑草類
- (3) 野菜などの作物残さ（出荷できなくなった野菜等、収穫後に残る葉、茎、枝、根等）
- (4) 果樹等の剪定枝
- (5) 農業用施設に生えている小さな木竹
- (6) 以下の廃棄物は、対象廃棄物には含まれません。
 - ① 農業用ビニールシート（マルチ）、畦シート
 - ② プラスチック製支柱
 - ③ 市民農園利用者による刈り草や作物残さ
 - ④ その他の農業用資材、家庭ごみ
 - ⑤ 山林や竹林から搬出される木竹
 - ⑥ 農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝
 - ⑦ ①～⑥以外のものは市が個別判断します。

6 実施方法

例外となる野外焼却を行うときは、煙や臭いによる近隣住民への影響や延焼による危険もあることから、焼却方法、時間帯などを十分考慮し、次のことを遵守しましょう。

- (1) 水分量が多いと煙が発生しやすいため、焼却物はよく乾燥させる。
- (2) 多くの煙が発生しないよう焼却物を少量ずつ集積し焼却する。また、集積した焼却物を同時に焼却しない。
- (3) 風向きに注意し、火煙が民家等に影響がある場合は直ちに焼却を中止する。
- (4) 延焼防止のため必要に応じて、消火用の水、消火器などの消火器具を用意しておく。
- (5) 火災に十分留意して消火するまではその場を離れない。
- (6) 夜間の野外焼却はしない。

※例外となる野外焼却であっても、生活環境の保全上支障があると判断されるものは、行政指導等の対象となる場合がありますので十分留意してください。

注意事項

作物残さであっても、田畑から自宅その他の場所に持ち込み、焼却することは、例外となる野外焼却には該当しません。適切に処理されますようお願いいたします。

ただし、現地で焼却することが火災等の危険があるなど、特別の理由がある場合は、この限りではありません。

7 例外となる野外焼却の削減への取り組み

例外となる野外焼却であっても、生活環境に与える影響への配慮から、例外となる野外焼却の削減に努めましょう。

(1) 資源循環型農業への取り組み

- (ア) 稲わら、もみ殻及び野菜などの作物残さは、土づくりに有効な腐植や栄養素を含む有機質資源です。焼却せずに活用しましょう。また、低温になると土壤中で分解しにくくなります。有効利用を図るため、できるだけ堆肥や土壌改良資材とともに年内にすき込みましょう。
- (イ) 刈り草をマルチ資材として畑に再利用することを検討しましょう。草マルチは土を保湿し、温度の急激な変化を防ぎ、野菜の根の成長を助け、少しずつ分解して草堆肥となります。
- (ウ) 果樹園から排出される剪定枝は、焼却処分せず、粉碎機によりチップ化し、堆肥化や有機物マルチとして利用することを検討しましょう。剪定枝を再資源化し、園内に還元させる資源循環型農業に取り組みましょう。

(2) 例外となる野外焼却を控える期間の推奨

- (1) (ア) のとおり、稲わら等の処分を行わず、土づくりや有機質資源として循環させることなどによる有効利用の促進を図るためには、年内にすき込むことが有効です。そのため、**11月1日から12月31日までの2か月間は例外となる野外焼却を控える期間として推奨します。**

(3) 例外となる野外焼却を削減させる畦畔管理について

畦畔の草刈りは、農家にとって多大な労力を有しています。5月の田植前から収穫の10月までに平均4回、多い農家は6、7回ほど草刈りをされます。草刈り作業の軽減を図り、なおかつ、畦畔管理に伴う例外となる野外焼却を削減しましょう。

(ア) 自走式草刈り機の導入

自走式草刈り機は、草刈り作業の軽減が図れるだけでなく、あまり大きくならないうちに草を細断することにより、刈り草の分解が早く、刈り草の処分による例外となる野外焼却は削減されます。

【補助事業の活用】

多面的機能支払交付金等の補助制度を活用して、活動団体が自走式草刈り機を購入し、共同活動等に有効活用しましょう。

(イ) 畦畔の植生管理に適するセンチピードグラスの導入

畦畔の植生は、畦畔の安定には欠かせません。草丈の高い雑草が多いと、草刈りに要する管理労力が大きく負担が大きくなります。比較的草丈が低いセンチピードグラス（和名ムカデシバ）を植栽することで、畦畔の草刈りが年間1～2回で済み、畦畔管理の軽労化と草刈りの削減が図れます。

センチピードグラス

センチピードグラスは、畦畔管理の省力化を目的として全国で普及しています。

- 国が指定する生物系等に被害を及ぼす外来生物（特定外来生物）に指定されていません。
- 属の異なる植物との自然条件化での近縁種交配は可能性が極めて低いとされています。

【補助事業の活用】

多面的機能支払交付金等の補助制度を活用して、センチピードグラスを植栽し、草刈り回数や手間を減少させ、畦畔の管理省力化を検討しましょう。

8 周辺地域の生活環境に与える影響に配慮した地域での取り組み

野外焼却の煙は、洗濯物に臭いがつく、家の中にまで煙や臭いが充満するなど、周辺地域の生活環境に影響を与えます。

例えば、地域の実情に応じて、例外となる野外焼却の自粛日を設けて周辺住民に周知するなど、生活環境に与える影響に配慮した取り組みについて、地域で話し合しましょう。

【取り組みモデル例】

- (1) 例外となる野外焼却の自粛日を設ける。
 - 曜日と○ 曜日は例外となる野外焼却の自粛日とする。
- (2) 自走式草刈り機やセンチピードグラスを導入し、畦畔管理における例外となる野外焼却を削減する。
- (3) 果樹等の剪定枝は、焼却処分せず、粉碎機によりチップ化し、堆肥化や有機物マルチとして利用する。

● 地域で話し合って、自粛期間を設けるなど例外となる野外焼却の削減に努めましょう。

● 市では、周辺地域の生活環境に配慮した取り組みに協力していただける団体をモデル地区として指定し、様々な支援を検討してまいりますのでご協力をお願いします。

9 運用指針の施行及び改定

- (1) 「三田市里山と共生するまちづくり条例」は、平成31年1月4日の施行を目指していますが、「例外となる野外焼却の運用指針」については、関係者への十分な説明と啓発のため、平成31年4月1日の施行を目指します。
- (2) 法令改正や社会情勢の変化により、この運用指針は適時改定し公表します。

10 参考 関係法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、**生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。**

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、**廃棄物を焼却してはならない。**

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは**社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (4) **農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却**
- (5) **たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成12年9月28日公布）

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）あて 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長補佐

第十二 廃棄物の焼却禁止

一 焼却禁止の規定は、これまで行政処分では適切な取締りが困難であった悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対して、これらを罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであることから、罰則の対象とすることに馴染まないものについて、例外を設けていること。

したがって、**焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令の行政処分及び行政指導を行うことは可能であること。**

六 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却としては、とんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却が考えられること。

七 **農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却としては、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却などが考えられる。**

なお、生活環境の保全上著しい支障を生じる廃ビニールの焼却はこれ（＝焼却禁止の例外）に含まれないこと。

八 **たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なものとしては、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却が考えられること。**

お問い合わせ先

三田市役所 環境衛生課 ☎ 559-5064 FAX 562-3555
 野外焼却・不法投棄に関する相談専用ダイヤル：090-8376-7554